


瑞	穂	町	住	宅		
マ	ス	タ	ー	プ	ラ	ン
概	要	版				
				令和	8年	3月



住宅マスタープランとは

住宅マスタープランとは、住生活基本法をもとに、市町村が住宅の現状や課題をふまえ、将来の住まいとまちづくりの方向性を示す中長期的な計画です。

計画期間

令和8年度からの10年間（目標年次は令和17年度）とします。

なお、社会経済状況の変化に的確に対応するため、上位・関連計画との整合をはかりつつ、適宜計画内容を見直すこととします。

基本理念

誰もが安全・安心・快適に暮らせる魅力的で持続可能な住環境の実現

基本目標

目標1

安全・安心・快適な
生活環境の実現
～誰もが暮らしやすい
環境づくり～

目標2

次世代に継承できる
居住環境の整備
～良質な住まいの供給と
維持管理～

目標3

持続可能で安全・快適
な都市の実現
～多摩都市モノレールによる
新たなまちづくりに向けて～

持続可能な開発目標 SDGs (エス・ディー・ジーズ)

SDGsは、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された、令和12年(2030年)を期限とする国際社会全体の開発目標です。「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」を実現するための、17のゴール(目標)、169のターゲット(達成基準)から構成されています。



住宅施策の展開

目標1 安全・安心・快適な生活環境の実現 ～誰もが暮らしやすい環境づくり～

施策1-1
住宅確保要配慮者が
安心して暮らせる
環境づくり

- ①幅広い世帯への居住支援の推進
- ②在宅福祉サービスの充実
- ③若年世帯や子育て世帯に向けた情報提供

施策1-2
安全・安心な住環境
の創出と防犯力強化
によるまちづくり

- ①地域防犯パトロールの強化と高齢者参加促進
- ②防犯カメラの適正設置と管理体制の整備
- ③安心して暮らせる住環境のための防犯・消費者被害対策
- ④防犯に強い住まいで安心のまちづくり

施策1-3
安心と魅力を育む
定住環境づくり

- ①住まいを軸にした地域コミュニティと防災体制づくり
- ②多文化共生と国際交流を推進したまちづくり
- ③農ある暮らしで魅力ある定住環境の創出



目標2 次世代に継承できる居住環境の整備 ～良質な住まいの供給と維持管理～

施策2-1
安全・安心な
住宅改修の推進

- ①高齢者や障がい者が安心して暮らせる住宅環境の推進
- ②空き家対策と住宅リフォームの推進

施策2-2
町営住宅の居住性
向上に向けた
リフォームの推進

- ①高齢者に安心な住環境の整備
- ②老朽化設備の更新と快適性の向上
- ③住宅セーフティネット機能の充実

施策2-3
一戸建て住宅の
適切な管理の推進

- ①空き家の適正管理の徹底
- ②空き家の活用促進による地域再生
- ③予防的な対策としての住宅管理支援



目標3 持続可能で安全・快適な都市の実現 ~多摩都市モノレールによる新たなまちづくりに向けて~

施策3-1
災害に強いまちと
住まいの未来づくり

- ①災害に強い住宅地づくりと安全な生活環境の確保
- ②災害に強い住まいとまちをささえる下水道対策
- ③住宅施策と防災力を両立するまちづくり

施策3-2
交通利便性を
いかした魅力ある
居住環境の創出

- ①住宅施策と連動したモノレール延伸による魅力あるまちづくり
- ②地域公共交通と連動した住宅施策による安心・快適な暮らしの実現
- ③鉄道利便性向上を軸とした持続可能なまちづくり

施策3-3
持続可能な都市構造
と住環境の創造

- ①新駅を核とした住みやすいまちづくり
- ②計画的な市街地整備による魅力ある住環境の創出
- ③人口減少時代に対応する住宅施策と都市構造の再編



瑞穂町空家等対策計画

空家等対策計画とは

空家等対策計画とは、高齢化の進行などにより、増え続ける空き家の課題解消とともに、利活用による地域活性化を推進する、時代のニーズに応じた総合的な空き家対策の計画です。

空き家対策における課題

- ◇ 25年後の人口は25%減少し、約半数が高齢者となります。
- ◇ 高齢単身・夫婦世帯が急増していることから高齢者が自立して生活できる支援体制の推進がもとめられます。
- ◇ 耐震不足の住宅から空き家になる可能性が高くなっています。
- ◇ 空き家・空き地の急増が懸念されます。
- ◇ 空き家の解体に伴う産業廃棄物の急増が懸念されます。

対象地区

横田基地を除く町内全域を対象とします。

対象とする空き家

- 一戸建て住宅
- 店舗・事務所等併用住宅
- 全室空き室の集合住宅（長屋・アパート・マンション）

計画期間

住宅マスタープランと同様に、令和8年度から令和17年度までの10年間を計画期間とします。

基本理念

次世代に継承できる居住環境の整備～良質な住まいの供給と維持管理～

基本方針

持続可能な開発目標（SDGs）が掲げる「誰一人取り残されない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現をめざします。この開発目標に基づき、町では高齢化の進行により、増加が懸念される空き家問題に対応するため、空き家の適切な維持管理による良好な住環境の保全、利活用促進、解体に伴う産業廃棄物の抑制などを推進します。

基本方針1

空き家の発生を抑制する取組

基本方針2

空き家を適切に維持管理する取組

基本方針3

空き家を利活用する取組

基本方針1
空き家の発生を抑制する取組

- ①高齢者の自立支援強化による空き家の発生抑制
- ②情報発信力の強化
- ③セミナーの開催
- ④空き家等総合相談窓口の設置



基本方針2
空き家を適切に維持管理する取組

- ①空き家等総合相談窓口の設置（再掲）
- ②空家等対策条例（仮称）の制定
- ③空家等対策審議会（仮称）の設置
- ④空き家等の情報収集・集積
- ⑤空き家等実態調査の継続
- ⑥空き家等パトロールの実施
- ⑦管理不全空家等および特定空家等への措置
- ⑧相続放棄空き家等への対応研究



基本方針3
空き家を利活用
する取組

- ①空き家のリフォーム、リノベーションの推進
- ②都と連携した空き家マップを活用した住宅情報の拡大
- ③低負担で利用可能な空き家活用住宅の推進



 計画実現に向けて

住宅マスタープランの住宅施策は、福祉部局をはじめとする庁内関係部局と連携し、計画を推進します。

空家等対策計画については、令和8年度に空家等対策条例（仮称）を制定後、学識経験者、法律、不動産、建築、福祉などの有識者で構成する空家等対策審議会（仮称）を設置し、計画を推進します。

指標・目標

指標・目標	内容	現状値	目標値 (令和17年度)
住民の定住意向指数	住民意識調査を実施し、住民の定住意向を確認します。	45.8% (令和6年度)	55%以上
空き家等総合相談窓口の設置数	幅広い住民の悩みに対応できるワンストップ相談窓口を設置します。	1か所	2か所以上
空き家の措置	空家法に基づく措置（助言・指導、勧告、戒告、命令）を実施します。	未実施	実施
空き家の解消	空き家等実態調査を実施し、令和5年度調査で確認した空き家から解消した数	112件 (令和5年度)	164件以上
空き家の流通	空き家バンク等を通じて、利活用された住宅の数	0	1件以上

